東京都交通局工事成績評定要綱

14 交 総 第 159 号
平成 14 年 4 月 1 日

一部改正　14 交 総 第 441 号
平成 14 年 5 月 17 日

一部改正　14 交 総 第 1227 号
平成 14 年 10 月 1 日

一部改正　15 交 総 第 259 号
平成 15 年 4 月 1 日

一部改正　15 交 総 第 1023 号
平成 15 年 10 月 1 日

一部改正　15 交 総 第 2366 号
平成 16 年 3 月 31 日

一部改正　16 交 資 第 1803 号
平成 17 年 3 月 1 日

一部改正　18 交 資 第 706 号
平成 18 年 6 月 30 日

一部改正　20 交 資 第 428 号
平成 20 年 5 月 27 日

一部改正　23 交 資 第 1498 号
平成 23 年 12 月 8 日

一部改正　23 交 資 第 2345 号
平成 24 年 4 月 1 日

一部改正　28 交 資 第 687 号
平成 28 年 7 月 1 日

一部改正　30 交 資 第 2001 号
平成 31 年 1 月 17 日

一部改正　31 交 資 第 101 号
平成 31 年 4 月 1 日

一部改正　２ 交 資 第 236 号
令和 2 年 5 月 19 日

一部改正　５ 交 資 第 1183 号
令和 5 年 9 月 20 日

一部改正　７交資第７３９号
令和７年６月６日

（目的）
第１条　この要綱は、東京都交通局工事施行規程（平成 12 年交通局規程第 2 号。以下「工事施行規程」という。）第 24 条の２及び交通局契約事務規程（昭和 39 年交通局規程第 15 号。以下「契約事務規程」という。）第 78 条の２の規定に基づき、東京都交通局が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対象工事）
第２条　評定は、一件の起工金額が 400 万円を超える請負工事において行う。

（評定者）
第３条　評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。
一　工事施行規程第２条第７号に規定する監督員
二　契約事務規程第 66 条に規定する検査員
２　前項第１号の監督員は、工事施行規程第 11 条に規定する標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

（評定の時期）
第４条　評定の時期は、次に定めるところによらなければならない。
一　監督員は、原則として完了検査合格の日から 14 日以内に評定を行う。
二　検査員は、検査（清算検査及び材料検査を除く。）を完了したときは、速やかに評定を行う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から 14 日以内に評定を行う。

（評定の実施）
第５条　評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（別記第１号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について、次条から第９条までに定めるところにより評定を行う。

（主任監督員及び担当監督員の評定の内容及び方法等）
第６条　主任監督員及び担当監督員（以下「主任監督員等」という。）は、評定表の評定項目・細目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の各評定項目について、工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）（別記第２号様式から第５号様式）により評定を行う。
２　前項の「基本的な技術力と成果の評価」の項目に係る評定方法は、評定項目別評定表によるほか、別表評定項目別運用表による。
３　評定項目別評定表の減点評価（ｂ）中「指示の事由等記入欄」に記入する必要がある場合は、客観的な事実に基づき具体的に記入する。
４　主任監督員等は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

（総括監督員の評定の内容及び方法等）
第７条　総括監督員は、前条により主任監督員等の行った評定の結果等を総合的に判断し、

評定表の各評定項目（「法令遵守等」の項目を除く。）について評定を行う。
２　総括監督員は、評定表の評定項目・細目中「法令遵守等」について評定を行う。
３　前項の評定は、評定項目別評定表（別記第６号様式）により行う。
４　総括監督員が第１項及び第２項の規定により評定した結果をもって、監督員の工事成績評定とする。

（検査員の評定の内容及び方法等）
第８条　検査員は、評定表の評定項目・細目の「基本的な技術力と成果の評価」中「施工管理」の項目について評定を行う。
２　前項の評定方法は、次に定めるところによる。
一　評定は、検査成績評定表（別記第７号様式）により行う。
二　細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表（別記第８号様式）により行う。
３　検査員は、前項の評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、当該評定対象の工事（以下「当該工事」という。）の検査事務を主管する課長（以下「検査主管課長」という。）へ報告する。
４　検査員が、第１項及び第２項の規定により評定した検査成績をもって、検査員の工事成績評定とする。
５　検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

（評定結果の取りまとめ）
第９条　総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とを取りまとめ、評定表及び工事成績評定報告書（別記第９号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。
２　総括監督員は、前項の取りまとめの際、検査員の評定結果等について確認する。

（評定結果の報告）
第 10 条　総括監督員である当該工事を主管する事業所の所長（以下「工事主管課長」という。）は、工事施行規程第２条第３号に規定する工事総括部長（以下「工事総括部長」という。）へ、評定の結果を報告する。

（評定結果の送付）
第 11 条　工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により、当該工事の検査主管課長へ送付する。
２　工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により、当該工事の契約事務を主管する課長へ報告する。

（評定結果の通知）
第 12 条　当該成績評定の通知者（以下「通知者」という。）は、工事成績評定通知書（別記第 10 号様式）及び項目別評定点表（別記第 11 号様式）により、工事主管課長を通じて、速やかに当該工事の受注者へ評定の結果を通知する。
２　通知者は、工事総括部長とする。

（評定通知の説明）
第 13 条　受注者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条第１項の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第１条第１項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に、説明を求めることができる。
２　工事主管課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じな

ければならない。
３　工事主管課長は、第１項の規定により説明を求められた内容が検査員の評定結果に関するものである場合は、事前に検査員に評定の結果及び内容等について確認する。

（通知者への苦情申立て）
第 14 条　受注者は、前条第２項の説明に苦情があるときは、通知者に対して苦情の申立てをすることができる。
２　受注者は、前項の苦情の申立てをする場合は、第 12 条第１項の通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、別記様式第１の苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
３　受注者は、第１項の苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付するものとする。

（局工事等成績評定苦情審査委員会の設置等）
第 15 条　局は、前条第１項の苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、局に局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）を置く。
２　通知者は、苦情申立てがあった場合は前項の局委員会へ付議し、その意見を聴かなければならない。
３　局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（苦情申立てへの通知者の回答）
第 16 条　通知者は、第 14 条第１項の苦情の申立てへの回答に当たっては、局委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、工事主管課長を通じて受注者に対し、速やかに回答しなければならない。

（局長への再苦情申立て）
第 17 条　受注者は、前条の回答に苦情があるときは、局長に対して再苦情の申立てをすることができる。
２　受注者は、前項の再苦情の申立てをする場合は、前条の回答を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、別記様式第２の再苦情申立書を工事主管課長に提出しなければならない。
３　受注者は、第１項の再苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を再苦情申立書に添付するものとする。

（東京都工事等成績評定苦情等検討委員会への意見聴取依頼）
第 18 条　局長は、前条第 1 項の再苦情の申立てがあった場合は、これに厳正かつ公平に対応するため、東京都工事等成績評定苦情等検討委員会（以下「都委員会」という。）における意見交換を依頼し、その意見を聴かなければならない。

（再苦情申立てへの局長の回答）
第 19 条　局長は、第 17 条第１項の再苦情申立てへの回答に当たっては、都委員会における意見を十分検討した上で、書面により、工事主管課長を通じて速やかに回答しなければならない。
２　局長は、第 20 条第１項の規定により工事成績評定が修正された場合は、前項の書面に修正された内容を記載しなければならない。この場合、同条第４項で準用する第 12 条第１項の通知と併せて回答する。

（評定の修正）
第 20 条　総括監督員、検査員又はこれらに準ずる者（以下「修正者」と総称する。）は、第 15 条第２項の局委員会の意見若しくは第 18 条の都委員会の意見を踏まえた結果又は次の各号の一により工事成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事成績評定を修正することができる。
一　工事成績評定通知後、受注者に重大な法令違反等が判明した場合
二　工事成績評定通知後、工事目的物に受注者の故意又は重過失により生じた契約不適合が判明した場合
三　評定の錯誤等により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合
２　修正者は、局委員会に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で当該工事成績評定を修正する。
３　第１項の規定により工事成績評定を修正する場合、それができる期間は、当該請負工事の契約書における契約不適合責任期間内とする。
４　第１項の規定により工事成績評定を修正する場合は、第９条から第 12 条までの規定を準用する。この場合において、第 12 条中「別記第 10 号様式」とあるのは、「別記第 10 号様式の２」と読み替える。

（苦情申立てへの準用）
第 21 条　前条第１項各号の事由により修正した工事成績評定に係る苦情申立手続は、第 13 条から第 20 条までの規定を準用する。
２　第 15 条第２項の局委員会の意見を踏まえて、修正した工事成績評定についての再苦情の申立ては、第１７条の規定を準用する。

（修正後の工事成績評定）
第 22 条　第 20 条第１項の規定により修正した工事成績評定の効力は、工事成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

（その他）
第 23 条　この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この要綱は平成 14 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負工事及び同日前に契約を締結し、平成 14 年 7 月 1 日以降に完了する請負工事に適用する。
２　工事成績評定要領（平成 6 年 9 月 30 日付 6 交経第 637 号）は廃止する。

附　則（平成 14 年 5 月 17 日付 14 交総第 441 号）
この要綱は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

附　則（平成 14 年 10 月 1 日付 14 交総第 1227 号）
この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 15 年 4 月 1 日付 15 交総第 259 号）
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日以降に完了する請負工事に適用する。

附　則（平成 15 年 10 月 1 日付 15 交総第 1203 号）

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に完了する請負工事に適用する。

附　則（平成 16 年 3 月 31 日付 15 交総第 2366 号）
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日以降に検査する請負工事に適用する。

附　則（平成 17 年 3 月 1 日付 16 交資第 1803 号）
この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 6 月 30 日付 18 交資第 706 号）
この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日移行に完了する請負工事に適用する。また、平成 18 年以降に改正前の要綱により苦情申立てがある場合には、この要綱により苦情申立てがあったものとみなす。

附　則（平成 20 年 5 月 27 日付 20 交資第 428 号）
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日以降に契約を締結した請負工事で平成 20 年 6 月 1 日以降に完了する請負工事に適用する。

附　則（平成 23 年 12 月 8 日付 23 交資第 1498 号）
１　この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日（以下「施行日」という。）から施行する。
２　この要綱の施行日前において締結した契約については、改正前の東京都交通局工事成績評定要綱第 15 条から第 19 条までの規定を除き、なお従前の例による。

附　則（平成 24 年 3 月 30 日付 23 交資第 2345 号）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 6 月 30 日付 28 交資第 687 号）
この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（平成 31 年 1 月 17 日付 30 交資第 2001 号）
この要綱は、平成 31 年 1 月 17 日から施行する。

附　則（平成 31 年 4 月 1 日付 31 交資第 101 号）
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 2 年 5 月 19 日付２交資第 236 号）
１　この要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。
２　この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日以降に契約を締結する請負工事に適用する。

附　則（令和 5 年 9 月 20 日付５交資第 1183 号）
この要綱は、令和 5 年 9 月 20 日から施行する。

附　則（令和７年６月６日付７交資第７３９号）
１　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。
２　この要綱は、施行日以降に契約を締結する請負工事に適用する。
　なお、施行日以前に契約を締結する請負工事の取扱いは従前の例による。

第1号様式

工事成績評定表

総評定点
点

工事件名		種別	土木・建築・機械・電気	細目	
受注者名		契約確定日		完了年月日	
契約金額	￥	変更金額	￥	検査年月日	年　月　日

評定項目・細目 ＼ 評定者		基本的な技術力と成果の評価									技術力の発揮	創意工夫と熱意	社会的貢献	評定点合計	法令遵守等	総評定点
		施工体制			現場管理		施工管理			計						
		施工体制全般	配置技術者	対外調整	安全衛生管理	工程管理	施工管理	品質管理	出来ばえ							
監督員	担当監督員															
監督員	主任監督員															
監督員	総括監督員	0.0 ／5.0	0.0 ／5.0	0.0 ／5.0	0.0 ／10.0	0.0 ／10.0	0.0 ／10.0	0.0 ／10.0	0.0 ／10.0	0.0 ／65.0	0.0 ／5.0			0.0 ／70	0 ／-20	0 ／100
検査員							0.0 ／5.0	0.0 ／5.0	0.0 ／20.0	0.0 ／30.0				0.0 ／30		
計		0.0 ／5.0	0.0 ／5.0	0.0 ／5.0	0.0 ／10.0	0.0 ／10.0	0.0 ／15.0	0.0 ／15.0	0.0 ／30.0	0.0 ／95.0	0.0 ／5.0			0.0 ／100	0 ／-20	

所見欄	
担当監督員	（　年　月　日）
主任監督員	（　年　月　日）
総括監督員	（　年　月　日）

1　種別は、工事の別について○で囲み、細目は工事発注時の発注区分を記入する。
2　各評定者の評定点は、小数点第二位を四捨五入する。
3　総評定点は、監督員及び検査員の評定点合算後、小数点以下を切捨て、整数とする。
4　法令遵守等及び総評定点の欄は、総括監督員が記入する。
5　所見は、必ず記入する。

第7号様式

検査成績評定表（土木）

文書番号		検査員		課長	

契約件名	検査種類
	完了（　）　一部完了（　）　既済（　）　中間（　）

履行場所	契約の相手方（所在地）

契約金額		契約確定日		履行期限	

評定項目	細目		重要度	評定点 工種1	工種2	工種3	平均点	×重要度	小計点	合計点
施工管理	施工管理		1/6						a	f=a+b+e
	品質管理		1/6						b	
	出来ばえ	出来形	3/6					c	e=c+d	
		出来ばえ	1/6					d		

□ 再検査	工事成績評定点（30点満点換算） 検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計	合計点
特記事項						
	完了					
	最終成績					

備考
1 評定は、主要工種で実施し、工種が多い場合は、主要3工種までで行い、平均点とする。なお、工種が多く工種間バランスが同程度の場合及び第8号様式の工種に合致しない工種については、「総合工種」で評定する。
2 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
3 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小計点及び合計点を算出する。
4 再検査を実施した場合は、再検査欄の□をチェックする。
5 合計点に3/10を乗じ、工事成績評定点を算出する。この値を小計点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
6 複数回検査を実施した場合は、完了検査後、下記の算式により最終成績を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
最終成績 ＝ 検査（完了、一部完了、既済、中間）合計点の合計 ÷ 検査（完了、一部完了、既済、中間）の回数
7 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

第7号様式の2

検査成績評定表（建築）

文書番号		検査員		課長	

契約件名	検査種類
	完了（　）　一部完了（　）　既済（　）　中間（　）

履行場所	契約の相手方（所在地）

契約金額		契約確定日		履行期限	

評定項目	細目	重要度	評定点	小計点（×重要度）	合計点
施工管理	施工管理	1/6		a	f=a+b+e
	品質管理	1/6		b	
	出来ばえ	4/6		e	

□ 再検査	工事成績評定点（30点満点換算）					合計点
	検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計	
特記事項						
	完了					
	最終成績					

備考
1 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
2 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小計点及び合計点を算出する。
3 再検査を実施した場合は、再検査欄の□をチェックする。
4 合計点に3/10を乗じ、工事成績評定点を算出する。この値を小計点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
5 複数回検査を実施した場合は、完了検査後、下記の算式により最終成績を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
最終成績＝　(A+C)/(B+D)×0．3＋(E+G)/(F+H)×0．7
A：既済部分検査点数の合計　C：中間検査点数の合計　E：一部完了検査点数の合計　G：完了検査点数
B：既済部分検査回数　D：中間検査回数　F：一部完了検査回数　H：完了検査回数
（注）中間検査又は既済部分検査を完了検査に準じて行った場合は、その回次の中間検査又は既済部分検査を一部完了検査とみなして計算する。ただし、完了検査及びそれに準ずる検査のみの場合は、0．7を乗じない。
6 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

第7号様式の3

検査成績評定表（機械）

文書番号		検査員		課長	

契約件名	検査種類
	完了（　）　一部完了（　）　既済（　）　中間（　）
履行場所	契約の相手方（所在地）

契約金額		契約確定日		履行期限	

評定項目	細目		重要度	評定点	×重要度	小計点	合計点
施工管理	施工管理		1/6			a	f=a+b+e
	品質管理		1/6			b	
	出来ばえ	出来形（機能・試験）	3/6		c	e=c+d	
		出来ばえ	1/6		d		

□ 再検査	工事成績評定点（30点満点換算）					合計点
	検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計	
特記事項						
	完了					
	最終成績					

備考
1 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
2 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小計点及び合計点を算出する。
3 再検査を実施した場合は、再検査欄の□をチェックする。
4 合計点に3/10を乗じ、工事成績評定点を算出する。この値を小計点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
5 複数回検査を実施した場合は、完了検査後、下記の算式により最終成績を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
最終成績＝（A+C)/(B+D)×０．３＋(E+G)/(F+H)×０．７
A:既済部分検査点数の合計　C:中間検査点数の合計　E:一部完了検査点数の合計　G:完了検査点数
B:既済部分検査回数　D:中間検査回数　F:一部完了検査回数　H:完了検査回数
（注）中間検査又は既済部分検査を完了検査に準じて行った場合は、その回次の中間検査又は既済部分検査を一部完了検査とみなして計算する。ただし、完了検査及びそれに準ずる検査のみの場合は、０．７を乗じない。
6 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

第7号様式の4

検査成績評定表（電気）

文書番号		検査員		課長	

契約件名	検査種類
	完了（　）　一部完了（　）　既済（　）　中間（　）
履行場所	契約の相手方（所在地）

契約金額		契約確定日		履行期限	

評定項目	細目		重要度	評定点	×重要度	小計点	合計点
施工管理	施工管理		1/6			a	f=a+b+e
	品質管理		1/6			b	
	出来ばえ	出来形（機能・試験）	2/6		c	e=c+d	
		出来ばえ	2/6		d		

□ 再検査	工事成績評定点（30点満点換算）					合計点
	検査種類	施工管理	品質管理	出来ばえ	計	
特記事項						
	完了					
	最終成績					

備考
1 各細目ごとの評定点は、それぞれ100点満点とし、小数点以下第二位を四捨五入する。
2 各評定点に重要度を乗じ、それぞれ小数点以下第二位を四捨五入し、小計点及び合計点を算出する。
3 再検査を実施した場合は、再検査欄の□をチェックする。
4 合計点に3/10を乗じ、工事成績評定点を算出する。この値を小計点に応じて、各細目ごとの工事成績評定点を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
5 複数回検査を実施した場合は、完了検査後、下記の算式により最終成績を算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
最終成績＝（A+C)/(B+D)×０．３＋(E+G)/(F+H)×０．７
A:既済部分検査点数の合計　C:中間検査点数の合計　E:一部完了検査点数の合計　G:完了検査点数
B:既済部分検査回数　D:中間検査回数　F:一部完了検査回数　H:完了検査回数
（注）中間検査又は既済部分検査を完了検査に準じて行った場合は、その回次の中間検査又は既済部分検査を一部完了検査とみなして計算する。ただし、完了検査及びそれに準ずる検査のみの場合は、０．７を乗じない。
6 一件の契約で検査が2種別以上にわたる場合の評定点は、それぞれの検査成績の平均点による。

第8号様式

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：総合工種

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 仕様書等の施工規定は守られている。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 使用機器のキャリブレーションは行われている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 構造物の形状外観及び通りは良好である。 □ 構造物の表面の仕上げは、仕様書の規定どおりに行われている。 □ 構造物の表面に、仕様書で規定されている欠陥がない。 □ 構造物の表面の仕上げは、丁寧で均一に行われている。 □ 隣接構造物との、取付け・すり合わせは良好である。 □ 構造物の仕上がりは、使用目的・使用者の安全に配慮されている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうコンクリート構造物の表面には、コールドジョイント・ジャンカ・アバタ・ひびわれ等の欠陥がない。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：仮設工

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 使用機器のキャリブレーションは、行われている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 矢板等の打込みに先行し、支障となる埋設物を確認し、埋め戻しも管理されている。 □ 矢板の打込みは導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ等が管理されている。 □ ウオータージェット併用打設では、打止まりを落錘等で貫入させ、落ち着きを確認している。 □ 現場継手部の溶接記録（杭軸の組合せ・溶接条件・外観検査結果等）は過不足なく作成されている。 □ 溶接継手部の非破壊試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 仮設電気設備の設置、維持管理及び撤去は、関係法令の規定に基づき施工されている。 □ 足場設備の設置は、関係法令及び設計図書に基づき施工されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 仮設物の形状外観及び通りは、良好である。 □ 仮設物については、工事完了後仮設物を完全に撤去し、原形に復旧している。 □ コンクリート塊等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散していない。 □ 止水シートは、突起物やシートの接合方法の不良により漏水していない。 □ H鋼杭・鋼矢板等の引抜き跡の空洞は、砂等で十分に充填されている。 □ 横矢板は、掘削土壁との間に隙間なく良好に施工している。 □ ポンプ排水は、湧水や雨水等の流入水を十分に排水している。 □ 矢板・鋼管矢板等の継手部の接合は良好である。 □ 端部・コーナー等の処理は適切に行われている。 □ 工事により、周囲の構造物、埋設物、家屋等に被害を与えていない。 □ 覆工は、覆工板の据え付け、在来道路の路面とのすり付け等が適切に施工されている。 □ 工事車両のタイヤ洗浄、散水、路面清掃等の防塵対策は、適切に行われている。 □ 工事で発生する濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を良く行い放流している。 □ シート張り防護のシートは、ボルトや鉄筋等の突起物による破れ等がない。 □ 工事使用区域は、監督員の承諾した板囲い、柵等で仮囲いをし立入禁止表示をしている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：土工

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 建設副産物（発生土・廃棄物）の処理に伴う必要書類が提出されている。 □ 建設廃棄物（コンクリート塊等）の処理はマニフェストで管理されている。 □ 設計図書に示された機械により施工している。 □ 施工箇所の湧水及び滞水の処理について管理されている。 □ 土及び岩の分類の境界を確認し、確認のための資料を整理・保管している。 □ 掘削等の勾配は、労働安全衛生規則を遵守している。 □ 盛土・埋め戻し工は適切に管理され、締め固め基準を満足している。 □ 盛土・埋め戻し工において、一層の仕上がり厚が規定どおり管理されている。 □ 盛土工において地盤表面の掻き均し、段切り等の処理が規定どおり管理されている。 □ 切土工において斜面の挙動を監視しながら施工管理されている。 □ 路床盛土の片切り、片盛りの接続部等は、適切に処理され管理されている。 □ 土砂運搬工では過積載防止を厳守している。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理を行っている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来高は、土量の変化率を考慮し算出している。 □ 土砂運搬の記録は伝票処理されている。又は、整形し出来高を算出している。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 法肩、法尻線は通っており丁寧に仕上げられている。 □ 法面はバケット等により丁寧に仕上げられている。 □ 掘削床付け面は、地山の乱れがなく丁寧に仕上げてある。 □ 切土面の浮き石は除去され、掘削機の爪痕は残っていない。 □ 切土法面と周辺の自然斜面とは、ラウンディングによりなじみよく仕上げている。 □ 切土法面の切りすぎや切り不足がない。 □ 盛土箇所の地盤表面の処理（伐根・除草など）が丁寧に行われている。 □ 盛土地盤は余盛され水勾配が考慮されている。 □ 盛土法面に水のにじみ出しやクラックが発生していない。 □ 埋戻しに適さない石、不良土、木くず等は丁寧に排除されている。 □ 埋戻し部分に陥没、表面のクラック等が発生していない。 □ 切土、盛土に当たって既設構造物への影響を考慮し施工している。 □ 構造物周辺等、狭少部の転圧は十分に行われている。 □ 路床盛土は、プルフローリング等で確認され、不良個所は手直しされている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：地盤改良工

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 使用機器のキャリブレーションは、行われている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 改良材品質及び配合量は、事前配合試験の結果と整合している。 □ 深層混合処理・噴射攪拌工では、スラリーの品質管理が行われている。 □ 砂杭では、砂の粒度試験が行われ、細粒分含有率が許容値以下である。 □ チェックボーリングは指定位置で行われ、試験結果（圧縮強度・N値等）は規格値を満たしている。 □ 施工記録（杭頭・杭先端・注入量・引上速度・吐出圧等）は、整理されている。 □ 高圧噴射攪拌工の杭径条件（土質CΦ・引上速度・吐出圧）は、承諾条件と整合している。 □ 事前ボーリングの結果は整理され、想定地盤と整合していることが確認されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来高数量は、契約数量を満たしている。 □ 出来高数量の算出根拠は過不足なく作成されている。 □ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は整理されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 杭伏図及び施工記録表で、杭番号・施工日・杭長が確認できる。 □ チェックボーリングにより、固化範囲（杭頭・杭端・固化長）が確認されている。 □ 地盤の盛上り量は、計測管理されている。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ	□ 杭天端高さ及び杭先端高さは、規格値内で施工され、バラツキが少ない。 □ 杭打設位置は、規格値内で施工され、バラツキが少ない。 □ 固化状況（固化長のバラツキ、連続性等）は良好である。 □ 施工管理記録・品質管理記録から、改良体の均一性等、出来ばえの良さがうかがえる。 □ 目視できない部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：コンクリート工

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ コンクリートの打設計画書、配合報告書は事前に提出されている。 □ 搬入打設報告書により、数量、発車時刻、打設完了時刻が確認できる。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 型枠、支保工の取り外し時期について管理されている。 □ 鉄筋の本数、配筋間隔及び配置位置が図面どおりに管理されている。 □ 鉄筋の加工形状及び継手部が仕様書等に定められたとおり管理されている。 □ 耐震設計上の配筋規定（帯筋・中間帯鉄筋等）について管理されている。 □ スペーサー を適切に配置し、鉄筋のかぶりが管理されている。 □ スランプ試験等の現場試験結果は、全て規格値を満たしている。 □ コンクリートの圧縮試験は、指定機関で行われ、結果は全て規格値を満たしている。 □ 気象条件に適した（寒中・暑中を含む。）、運搬、打設及び締固めについて管理されている。 □ コンクリート打継ぎ部の処理は、仕様書等の規定どおり管理されている。 □ コンクリートの打ち重ねは、仕様書等の規定どおり管理されている。 □ コンクリートの現場養生は、方法・期間とも仕様書等の規定どおり管理されている。 □ コンクリートの打設区画割り（水平・垂直）は、仕様書等の規定どおり管理されている。 □ 特殊コンクリートの施工に当たって、施工条件を尊守している。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 構造物の形状外観及び通りは良好である。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ コンクリート構造物の表面にジャンカ、アバタ等の欠陥がない。 □ クラックがない。 □ コールドジョイントがない。 □ 型枠の目違いがない。 □ 面取りは適切に行われている。 □ コンクリート表面に、クギ・番線等が残っていない。 □ セパ穴の埋め忘れ、詰めモルタルの浮き上がりがない。 □ 漏水がない。 □ コンクリート表面は、平滑で良く締固められている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：基礎工

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 使用機器のキャリブレーションは行われている。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 配合承諾書・製作承諾書等は整理されている。 □ 支持層高・支持層への根入長について確認され、記録が過不足なく作成されている。 □ 品質管理試験（中掘り抗法は水セメント比試験、場所打杭はコンクリート）結果は、規格値を満たしている。 □ コンクリートの品質（強度・単位セメント量・水セメント比・スランプ等）は、契約書の品質と整合している。 □ 既製杭の現場溶接記録（杭軸のずれ・溶接条件・検査結果等）は、過不足なく作成されている。 □ 溶接継手の試験（RT・UT・PT）は、有資格者により規定頻度行われ、規格値を満たしている。 □ 中掘杭の先端処理は、適切（攪拌位置・噴出圧・噴出量等）に行われ、施工記録が過不足なく作成されている。 □ 杭頭処理（埋込長・帯筋ピッチ・内部コンクリート・杭頭筋溶接仕様等）は、示方書の規定どおり管理されている。 □ 場所打杭の鉄筋かごの製作は、主筋・帯筋とも契約図面のとおり管理されている。 □ 鉄筋かごのスペーサーは、規定どおり管理されている。 □ コンクリートの打設は、トレミー管のコンクリートへの挿入長、打設時間とも管理されている。 □ コンクリートの搬入打設状況報告書及び搬入伝票は過不足なく作成されている。 □ 孔内水位及び安定液の管理は行われている。 □ 杭底検尺は、測定値が確認できるか、又は監督員の立会いで行われている。 □ コンクリートの打設前のスライム処理が管理されている。 □ オールケーシング工法以外のときは、オシログラフの記録が過不足なく作成されている。 □ 杭頭余裕コンクリートは規定値以上あり、高さは一定である。 □ 既製杭、場所打杭、鋼管矢板井筒基礎工では、試験杭の結果が過不足なく作成されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 杭の通りは良好である。 □ 既製杭頭部に割れ、ゆがみ等の欠陥がない。 □ 既製杭の杭頭処理は、丁寧に仕上げられている。 □ 継手部の接合は良好である。 □ ずれ止め等の付属部品は丁寧に取り付けられている。 □ 杭頭筋溶接は、脚長不足等がなく、丁寧に仕上げられている。 □ 杭頭筋溶接のビードに欠陥がない。 □ 場所打杭の杭頭仕上げ及び既製杭の杭頭面は良好である。 □ 場所打杭のはつり部に亀裂等の欠陥がない。 □ 場所打杭の鉄筋かぶりは、設計図の数値を確保している。 □ 場所打杭の鉄筋ピッチ・高さ等は正確である。 □ 場所打杭の真円性は、良好である。 □ 場所打杭のコンクリート面は、密実で良好である。 □ 場所打ち杭の頭部筋に曲がりや欠損等の欠陥がない。 □ フーチングへの埋込み長は一定している。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：法留工等

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 石又はブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除き施工している。 □ ブロックは、仕様書の規定どおりの積み方で施工管理されている。 □ 丁張は前面及び裏埋め背面に設置し、勾配、厚さ等の管理がされている。 □ 裏込め砕石は、十分突き固めを行い、締固め管理がされている。 □ コンクリート工の施工は、規定どおり施工され、報告書等も過不足なく作成されている。 □ コンクリートの現場試験、強度試験の結果は規格値を満たしている。 □ 裏込めコンクリートの打設は、抜き型枠を設けて打設厚の管理をしている。 □ コンクリートの養生は、規定どおり管理されている。 □ コンクリート打継処理は泥、レイタンス等の除去について管理されている。 □ 伸縮目地と水抜き管の施工位置は、図面又は仕様書のとおり管理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 構造物の形状外観及び通りは良好である。 □ 構造物の表面は、ブロック類のずれ、クラック等の欠陥がなく、丁寧に仕上げられている。 □ 隣接構造物との取付け・すり合わせは良好である。 □ 天端及び端部等の仕上げがよい。 □ 水抜き管等の端部は、丁寧に仕上げられている。 □ 目地板は丁寧に切りそろえられている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：その他共通事項

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 矢板又は柵の施工は、規定どおり管理されている。 □ 吹付けは、法面の処理、補強用鉄網の設置・跳ね返り材料の除去等について管理されている。 □ 植生工は、規定どおり管理されている。 □ 使用機器のキャリブレーションは、行われている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 構造物の形状外観及び通りは良好である。 □ 構造物の仕上げは、丁寧で均一に行われている。 □ 隣接構造物との取付け・すり合わせは良好である。 □ 吹付工の伸縮目地、水抜き工は丁寧に仕上げられている。 □ 法肩の吹付けは、雨水が浸透しないように、地山に沿って巻き込んで施工してある。 □ 張芝及び筋芝の法肩は、耳芝が丁寧に仕上げられている。 □ 張芝は、所定の芝串で丁寧に打ち固めしてある。 □ 植生工は、枯死又は発芽不良箇所がなく、全体的な美観が良い。 □ 植生の吹き付け施工完了後は、発芽又は枯死予防のため保護養生が丁寧に行われている。 □ 植生ネットは、ネット境界に隙間がなく破損がない。 □ 種子帯は、切断がなく帯間隔も一定で良好に施工されている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：街築工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ コンクリート打設は、日々管理が行われている。 □ 監督員立会の上、接地抵抗、絶縁抵抗及び塗膜厚測定を行われている。 □ 路面標示工の施工に当たって、気温が規定値以下の時は路面を予熱している。 □ 道路照明等は、点灯試験や照度測定が行われている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 延長、幅、高さ及び基準高は規格値を満たしている。 □ ソケット付き管の布設は、上流側又は高い側にソケットが向いている。 □ 砂基礎及び管回りの遮断層用砂は規定値どおり締め固めてある。 □ 街路樹・控木が設計図どおり施工されている。 □ 街きょ裏側基礎の寸法及びブロックの呑み込み寸法は正しく仕上がっている。 □ 桝の間隔が10m以上ある街きょは、桝間中央部のブロックの継ぎ目に合わせて施工目地が設けられている。 □ 建築限界は確保されている。 □ 工事起終点の防護柵端部支柱の歩道側に必要事項が標示されている。 □ 路面標示の施工幅は均一にして凸凹のないように施工されている。 □ 道路照明工の独立柱に接地工を施してある。 □ 照明柱の基礎コンクリートは1回打ちにしている。 □ 工事起終点にネームプレートは設置されている。 □ 標識等の支柱に標示シートがついている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 管きょ、街きょ、縁石、防護柵の通りは、正確に仕上がっている。 □ 塩ビ管の接合は、専用滑剤等を塗布し所定の位置まで挿入しており、漏水が見られない。 □ 管の継ぎ目に漏水はない。 □ 管の継ぎ手にモルタルが十分に充填され、モルタルが管の内面に出ていない。 □ 排水舗装における排水用パイプの施工にあたっては、流末桝の孔に挿入してある。 □ 人孔及び桝の側塊の目地から漏水がない。 □ 人孔及び桝の蓋は路面にならい、なじみよく据え付けられている。 □ 街きょの目地モルタルは十分充填され、かつ突端部は面ゴテ仕上げになっている。 □ コンクリートブロックのけ上げ高さは、正しく施工されている。 □ 街きょ、側溝の流水面に滞水はない。 □ 人孔・桝・縁石の目地モルタルは十分充填されている。 □ 縁石等の曲線部基礎コンクリートは、曲線にならって施工されている。 □ 縁石等の曲線部と直線部の境界部は、なじみよく施工されている。 □ 街路樹は、見栄えよく植え付けてある。 □ ガードレールのビームの取付けは、自動車進行方向に対してビーム端の断面が見えないように重ね合わせてある。 □ 支柱やビームに取り付けるボルトはナットが正し位置で締め付けてある。 □ 標識板等の向き、角度、表示板と支柱の通り、傾斜等は適正である。 □ 路面標示工の施工に当たって、施工路面の水分、泥、砂塵等を取り除いてある。 □ 端部処理は良好である。 □ 構造物へのすりつけ等は良好である。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：電線共同溝工

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 電力ケーブル用管路導通試験は、全箇所で合格している。 □ 通信ケーブル用管路導通試験は、全箇所で合格している。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 管路の位置、延長、高さ等は、規格値を満たしている。 □ 管枕の規格及び設置間隔(@2.5m)は適切である。 □ 管路部の埋戻しは、規定値どおり締め固めてある。 □ 管路基礎工において、水締めを行われている（設計で計上している場合）。 □ 管路上部に設計図どおり、埋設シートを布設している。 □ 特殊部の位置及び高さは、規格値を満たしている。 □ 特殊部の底版水抜き孔に再生クラッシャランが投入されている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 特殊部の連結金具のボルト締めは、しっかりされている。 □ 特殊部のブロック接続部に、食い違いはない。 □ 管路の壁への接続部、取り出し分は良好に仕上げられている。 □ ケーブル受け金具は、しっかり固定されている。 □ 吊りボルトの穴は、埋めてある。 □ 特殊部等の蓋は路面に倣い、なじみよく据え付けられている。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：舗装工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は、必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 施工継ぎ目の構造は、監督員の承諾を受けている。 □ 舗設作業の順序について、監督員に提出している。 □ 樹脂系滑り止め舗装工の施工条件、施工方法、滑り抵抗の測定方法等について、監督員の承諾を受けている。 □ セメコンの鉄筋又は鉄網を入れる時の敷き均し、締固め等について、監督員の承諾を受けている。 □ 交通開放時期又は時間が、適切である。 □ セメコンの養生方法及び期間が、適切である。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 基準密度は、監督員の承諾を受けている。 □ 締め固め終了後のプルーフローリング結果は報告されている。（路床、下層路盤） □ コア採取により厚さ及び密度の確認が行われている。 □ アスファルトの締め固め度、粒度及びアスファルト量は、規格値を満たしている。 □ 動的安定度（改質Ⅱ型）、滑り抵抗、平坦性、現場透水量等は、規格値を満たしている。 □ 舗設状況報告書により到着温度、敷き均し温度、転圧終了温度及び開放温度が確認できる。 □ 混合所発温度及び舗設開始温度を運搬車1台ごとに測定している。 □ 適正温度で舗設作業及び交通開放が行われている。 □ 施工継目の処理（上下層のずれ及び鉛直、乳剤塗布）が適切である。 □ セメント処理混合物層を上下2層として施工する場合は、同日内に施工している。 □ ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤は、転圧終了直後、必要量を均等に散布している。 □ 舗設作業条件（雨天及び日平均気温）は守られている。 □ 路面構造物（街渠等）接触面に、瀝青剤が塗布されている。 □ 滑り抵抗の測定は、施工後1週間以内に行っている。 □ スランプ、空気量、曲げ強度等を測定し、規格値を満たしている。 □ 打設状況報告などにより、コンクリートの製造、運搬等の施工管理状況が確認できる。 □ セメコン締固め終了後、直ちに荒仕上げをし、引き続き平坦仕上げを行い、更に粗面仕上げが行われている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 路床及び路盤の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。 □ アスファルト又はセメントコンクリート層の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。 □ 路床土を盛土する場合は一層の仕上がり厚は規定値以下となっている。 □ セメント・石灰安定処理路床の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。 □ クラッシャラン層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ セメント処理混合物層及び粒度調整砕石層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ アスファルト処理混合物層の一層の仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ アスファルトコンクリート層の一層の仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 路床土の中の有害物及び不良個所は取り除かれている。 □ 路盤表面のごみ、泥、浮き石等は取り除かれ、乾燥している。 □ 舗装の平坦性は良好である。 □ 端部処理は良好である。 □ 既設舗装へのすりつけ等は良好である。 □ 雨水処理は良好である。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：鋼橋

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 原寸確認及び材料検査の書類は過不足なく作成されている。 □ 社内検査員の氏名・資格・経歴は提出されている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 社内検査に基づく「品質確認書」及び「検査表」は提出されている。 □ 溶接施工の作業条件、組合せ精度等の規定は守られている。 □ 溶接工の資格及び勤務実績は確認されている。 □ 開先溶接、主桁のすみ肉溶接部にエンドタブを使用し、管理されている。 □ 溶接継手の試験（RT・UT・PT）が行われ、結果は全て判定基準を満たしている。 □ 増し打ち・打ち重ねするコンクリート面の処理は、契約図書のとおり管理されている。 □ コンクリート削孔の径・削孔長は確認されている。 □ アンカー筋の長さは規定どおり施工され、UT試験等で確認されている。 □ アンカー削孔時に、既設鉄筋を切断していないことがコア等により確認されている。 □ アークスタッドの外観検査は、実施されている。 □ アークスタッドの抜取り曲げ試験の結果は、判定基準を満足している。 □ ボルトの締付管理が規定通り実施され、必要な試験が行われている。 □ 塗装材料の必要量計算書及び充缶数・空缶数は確認されている。 □ 規格試験成績書、上塗り見本、製造年月日の確認資料は過不足なく作成されている。 □ 熟成時間、可使時間及び希釈率の管理が行われている。 □ 湿度・気温・風等の気象条件は、制限値以内で管理されている（最大・最小を記録している。）。 □ 素地調整の仕上り状態は、仕様書等の規定どおり管理されている。 □ 素地調整面への下塗りは、規定時間の管理がされている。 □ 塗り重ね間隔は、仕様書等の規定どおり管理され、塗装の施工記録が過不足なく作成されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 部材加工寸法の計測値は規格値を満たしている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 支承・落橋防止システム等は図面通り設置され、支間・遊間等の値は規格値を満たしている。 □ 支承の位置・水平度等の計測値は、規格値を満たしている。 □ コンクリート構造物等附随施設の出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 塗装種別ごとの区域分けは正確である。 □ 塗装面積は、塗装種別ごとに区分けされており、計測値は正確である。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 部材表面に傷・さび等がない。 □ 溶接面に均一性がある（スパッタも除去されている。）。 □ すみ肉溶接の隅角部は、まわし溶接が行われている。 □ ビード表面にピットがない。溶接表面に「割れ」がない。凹凸は許容値以内である。 □ 開先溶接の余盛及び仕上げは、規格値を満たしている。 □ アンダーカットの深さは、許容値以内である。 □ ビードのオーバーラップはない。 □ すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、規格値を満たしている。 □ 糸面取りの忘れ、面取り部のまくれはない（ボルト孔部のまくれを含む。）。 □ フィラーの厚さ及び枚数は、示方書の規定を満たしている。 □ 塗装厚は規定どおり、施工されている。 □ 塗装面にピンホール・傷・タレ・しわ・ごみ巻込み等の欠陥がない。 □ 塗装の塗り忘れがなく、端部のすりつけも良好である。 □ 継手部の現場塗装は、丁寧に仕上げられている。 □ 現場溶接部背面等熱影響を受けた範囲の塗装は、必要に応じて手直しされている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：PC橋

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ コンクリートの配合は承諾され、試験練りの結果は規格値を満たしている。 □ 緊張方法・養生方法・気温・レミコン管理・緊張管理・グラウト管理等の記録は過不足なく作成されている。 □ 型枠、中空型枠の寸法及び位置は、図面どおり管理されている。 □ 鉄筋・PC鋼材の本数、配筋間隔、配置位置、被り等が、図面どおりに管理されている。 □ ボンドレス区間の長さ及び構造が、図面どおりに管理されている。 □ 緊張装置のキャリブレーションは、行われている。 □ PC鋼材の緊張力及び伸び量は規定値以内に納まり、その関係は直線となっている。 □ 緊張時のコンクリート強度は、同一製作条件・養生で所定の強度であることが確認されている。 □ 載荷試験は、規定どおり行われ、荷重と変位の関係が整理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 緊張材の端部は、部材端面から規定値どおりに切りそろえられている。 □ 部材端面の防錆処理は、図面のとおり丁寧に行われている。 □ 定着鉄筋の加工形状・配筋位置は、規定どおり施工されている。 □ PC鋼材の端部は、図面のとおり丁寧に加工されている。 □ コンクリート面の形状外観及び通りは良好である。 □ コンクリートの面取りは、適切に行われている。 □ コンクリート表面にクラックがない。 □ コンクリート構造物の表面には、コールドジョイント・ジャンカ・アバタ・ひびわれ等の欠陥がない。 □ コンクリート表面に、クギ・番線等が残っていない。 □ コンクリート表面は、平滑でよく締め固められている。 □ 横締め孔の仕上げは、丁寧に行われている。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：公園・植栽工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 植栽する樹木等は、搬入日に植え付けしている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は、過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 園路・広場等の舗装の基準高、幅、厚さは、規格値を満たしている。 □ 休養・修景施設等の構造物の位置、延長、高さ、幅及び厚さ等は、規格値を満たしている。 □ 幹周り、樹高、枝幅等樹木等の形状は、規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 公園施設等の施工は丁寧に行われている。 □ ベンチ前面の足元地盤等については、水はけを良く地均しして充分転圧している □ ボルト等による締め付け箇所については、充分な締め付けがされている。 □ 木部及びコンクリート部の面取り・水切りがされている。 □ 水勾配を考慮した施設設置を行われている。 □ 植栽等の施工は、丁寧で通りも良好である。 □ 控木の丸太は、防腐処理したものを使用している。 □ 控木、添木等の取付方法は、契約どおり行われている。 □ 街路樹の樹幹は、垂直に建て込み道路と平行になるよう見栄えよく植え付けている。 □ 土は、土塊、瓦礫、雑草等がない。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合が良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：河川工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は契約書と適合している。 □ 関連示方書の施工規定は守られている。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 目地板及び止水板の取付位置について管理されている。 □ タイロッドの位置、鋼矢板の穿孔について管理されている。 □ 鉄線かごの石詰めは、規定どおり管理されている。 □ 根固めコンクリートブロックは、一連の番号が付され、管理されている。 □ ブロックは局部的な空隙がないよう管理されている。 □ 連結ナットは、抜けない程度にネジ山をつぶし、施工管理されている。 □ しゅんせつの作業区域は標示され、範囲が確認されている。 □ 仕様書等に基づき、汚濁防止等の環境保全に十分留意し、管理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 構造物の形状外観及び通りは良好である。 □ 構造物の表面の仕上げは、仕様書の規定どおりに行われている。 □ 隣接構造物との、取付け・すり合わせは良好である。 □ 目地板及び止水板は、丁寧に仕上げられている。 □ 型枠の目違いがない。 □ コンクリートの面取りは、適切に行われている。 □ しゅんせつ深度は、規格値どおり施工されている。 □ しゅんせつの施工箇所と未施工箇所とのすりつけが良い。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：港湾工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ ケーソン回航・据付は、仕様書等の規定どおり行われている。 □ ケーソンの設置後、速やかに中詰材投入・蓋コン打設が行われている。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と適合している。 □ 完成構造物について必要な試験が行われ、結果は規格値を満たしている。 □ 関連示方書の施工規定は守られている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ コンクリートの粗・細骨材は内地産を使用し、構造物ごとの規格は確認されている。 □ ブロック鉄筋の加工寸法及び組上り精度は、工事記録写真等で確認できる。 □ ブロックの撤去・仮置・設置状況は、工事記録写真等で確認できる。 □ ケーソンの設置は、仕様書等の規定どおり管理されている。 □ ケーソン変位の経時観測記録が過不足なく作成されている。 □ シートの規格・施工位置・重ね合わせ幅等は、仕様書等のとおり管理されている。 □ 係船柱・防舷材・標識灯・車止め等の施工は、承諾された材料を用い適切に管理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は規格値を満たしている。 □ ケーソン設置時の出来形精度は、監督員の確認をうけている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 工事前検測の資料は過不足なく作成されている。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ ケーソン及び上部工の通りは良好である。 □ ケーソンの設置誤差は、上部工により適切に処理されている。 □ 捨石・被覆石等の仕上げは丁寧で、表面の凹凸が少ない。 □ コンクリート構造物の表面には、コールドジョイント・ジャンカ・アバタ・ひびわれ等の欠陥がない。 □ コンクリート面は、平滑でよく締固められている。 □ コンクリートの面取りは、適切に行われている。 □ ブロックは、丁寧に積み上げられ、仕上げ表面の凹凸が少ない。 □ ブロック設置に伴う、構造物の傷はない。 □ 隣接構造物との取付け・すり合わせは良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。
（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100
3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：空港工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 施工継ぎ目の構造、舗設順序、路面標示の事前試験施工は監督員の承諾を受けている。 □ 接地抵抗減剤は、事前に試験成績表を提出している。 □ 基準密度は、監督員の承諾を受けている。 □ セメコンの鉄筋又は鉄網を入れる時の敷き均し及び締固め等について、監督員の承諾を受けている。 □ セメコンの養生方法及び期間は、適切である。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 施工継目の処理（上下層のずれ、鉛直及び乳剤塗布）が適切である。 □ 舗設作業条件（雨天及び日平均気温）は守られている。 □ 路面構造物（街渠等）接触面に瀝青剤が塗布されている。 □ 舗設状況報告書により到着温度、敷き均し温度、転圧終了温度、及び解放温度が確認できる。 □ コア採取により厚さ・密度の確認が行われている。 □ 締固め度、粒度、アスファルト量、動的安定度（改質Ⅱ型）、滑り抵抗及び平坦性は、規格値を満たしている。 □ 混合所発温度、及び舗設開始温度を運搬車1台ごとに測定している。 □ 通常敷き均し時の混合物の温度は、規格値以上で行われている。 □ 滑り抵抗の測定は、施工後1週間以内に行われている。 □ スランプ、空気量、曲げ強度などを測定し、規格値を満たしている。 □ 打設状況報告などにより、コンクリートの製造、運搬等の施工管理状況が確認できる。 □ セメコン締固め終了後、直ちに荒仕上げをし、引き続き平坦仕上げを行い、さらに粗面仕上げが行われている。 □ 路床・下層路盤の最終仕上げ面は、監督員立会によるプルーフローリング'が行われている。 □ タイダウリングに使用するリングは、JISG4303に適合しており、材質を損なわない方法で加工している。 □ アースのリード線は、規格値以上でJISC3105に適合しており、適切に接続されている。 □ アースの接地極板（又は連結式銅覆鋼棒）は、適切な形状・材質で、JISH3100に適合している。 □ アースの接地抵抗値は、規格値を満たしている。 □ タイダウリング及びアースの標識は、JISK5665に適合したトラフィックペイント（黄色）である。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は、過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 路床並び路盤の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。 □ アスファルト及びセメントコンクリート層の基準高、幅及び厚さは、規格値を満たしている。 □ 路床土を盛土する場合の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ 下層路盤・上層路盤の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ セメント処理混合物層の一層仕上がり厚は規定値以下、アスファルト処理混合物は規定値以下となっている。 □ アスファルトコンクリート層の一層仕上がり厚は、規定値以下となっている。 □ グルービングの形状及び施工範囲は、設計図書どおりに施工されている。 □ グルービングは、適切な（灯器、灯火用ケーブル及び目地）クリアランスを保っている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 路床土の中の有害物、及び不良個所は、取り除かれている。 □ 路盤表面のごみ、泥、浮き石等は、取り除かれ、乾燥している。 □ 舗装の平坦性は良好である。 □ 端部処理は良好である。 □ 既設舗装へのすりつけ等は、良好である。 □ 雨水処理は良好である（排水計画書の承諾）。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：土地改良工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している □ 出来形管理の資料は、過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 整地工における作業工程は守られている。 □ 用水路側が排水路側より高く仕上げてある。 □ 刈払い、抜根及び除根は、適切に処理されている。 □ ほ場に不耕起箇所がない。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 滞水は排除されている。 □ 旧水路等の湛水は、排除されている。 □ 表土の飛散及び基盤土の混入を防止している。 □ 暗渠排水工の溝底部に凸凹蛇行がない。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうコンクリート構造物の表面には、コールドジョイント・ジャンカ・アバタ・ひびわれ等の欠陥がない。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：治山工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ やむを得ず水中コンクリートの施工を必要とする場合は、監督員の承諾を得ている。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は、過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 床堀土砂は、堤体の上流側に運搬している。 □ コンクリートの打ち込み準備に当たっては、排水及び基礎が岩盤の場合は清掃、給水等が行われている。 □ 水抜孔は、傾斜を付けて設置されている。 □ 捨石は、所定の断面に従って丁寧に行われている。 □ 底張りコンクリートの打ち継ぎは、伸縮継目と同一箇所である。 □ やむを得ず打ち継ぎ箇所を設けた場合、打ち継ぎ面が断面に直角になっている。 □ 法切完了後は、監督員の確認を受けている。 □ 鋼製枠土留工のボルト及びナットの頭の向きは、使用箇所で同じ方向になっている。 □ 中詰石は空隙が少なく詰められている。 □ 暗きょ工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻されている。 □ 丸太筋工の丸太は、元口、末口が交互に積み重ねられている。 □ むしろ伏工の施工は、わらがのり面に水平に張り付けられている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理が行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ 構造物の形状外観及び通りは良好である。 □ 構造物の表面の仕上げは、仕様書の規定どおりに行われている。 □ 構造物の表面に、仕様書で規定されている欠陥がない。 □ 構造物の表面の仕上げは、丁寧で均一に行われている。 □ 隣接構造物との、取付け・すり合わせは良好である。 □ 構造物の仕上がりは、使用目的・使用者の安全に配慮されている。 □ 護岸工は、現地に即してなじみよく取り付けてある。 □ 柵工の杭は床拵え面及び山腹斜面とも垂直に打ち込まれている。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合は良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　　／　　×　100　＝　　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目の得点合計）／（評価した項目数×3）×100

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

検査成績評定項目別評定表（土木）

工種：漁場造成工事

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	施工管理	□ 提出書類は過不足なく作成されている。 □ 契約内容の変更及び承諾の処理は、適切に行われている。 □ 特記仕様書の規定は守られている。 □ 材料搬入調書の数量は必要量入っている。 □ 施工管理記録が過不足なく作成されている。 □ 工事記録写真は、撮影計画書のとおり行われ、撮影工種・撮影時期・撮影方法とも適切である。 □ 各工種の施工過程は、仕様書等に基づいていることが確認できる。 □ 型枠並びに支保工の取り外し時期及び順序について、監督員の承諾を得ている。 □ 単体魚礁・着底基質ブロックの転地時期及び方法について、監督員の承諾を得ている。 □ 標識灯や浮標灯の構造形式、設置場所等は、監督員の承諾を得ている。 □ 沈設時の吊下げ速度は、毎秒1m以下で着底されている。 □ 打設及び養生の方法・鋼材規格一覧表・製作方法、輸送方法等について、監督員の承諾を得ている。 □ 石の種類、比重の試験成績及び産地について、監督員の承諾を得ている。 □ 現場の組織・体制が明確で、かつ、現場代理人・主任技術者等が、契約内容を熟知している。 □ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　点
	品質管理	□ 材料の品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）は、過不足なく整理されている。 □ 品質試験は、頻度・項目とも必要数実施されており、結果は過不足なく作成されている。 □ 品質試験の結果は、規格値を満たしている。 □ 品質管理についての工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。 □ 使用材料の規格は、契約書と合致している。 □ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ（出来形）	□ 出来形の管理は、測定項目・測定頻度とも仕様書等の規定を満足している。 □ 出来形管理の資料は、過不足なく作成されている。 □ 出来形計測値は、規格値を満たしている。 □ 現地立会計測の結果は、管理資料の数値と整合している。 □ 自社の管理基準を設定し、管理を行われている。 □ 出来形測定の不可視部分は、工事記録写真により確認できる。 □ 出来形に関し創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ（出来ばえ）	□ コンクリート部材は、有害なひび割れ等損傷がない。 □ 化学系部材の製品は、有害なキズ等損傷がない。 □ 鋼製部材は、表面きず、甚だしいさび等有害な欠陥がない。 □ 全体的な仕上がり・外観及びおさまり具合が良好である。 □ 目視できない部分は、工事記録写真で確認できる。 □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。 □ （　　）
		評　定　点　／　×　100　＝　点

備考　1 各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D(0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。

2 評価点は下記の算式により算出する（小数点以下第二位を四捨五入）。

（評価した項目のイコンクリート構造物の表面には、コールドジョイント・ジャンカ・アバタ・ひびわれ等の欠陥がない。

3 評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。

4 評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

第8号様式の29

検査成績評定項目別評定表（建築）

<table>
<tr><th>評定項目</th><th>細　目</th><th colspan="2">評　価　対　象　項　目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">施工管理</td><td rowspan="2">施工管理</td><td colspan="2">☐ 現場の組織・体制が明確で、かつ現場代理人・主任技術者等が契約内容を熟知している。
☐ 施工計画・施工要領書は必要な項目が記載されている。
☐ 施工図を作成し、監督員の承諾を受けている。
☐ 実施工程表を作成し、必要に応じて修正をしながら、工程を管理している。
☐ 施工計画・施工要領書の記載内容と現場施工方法が一致している。
☐ 産業廃棄物処理の書類が過不足なく作成されている。
☐ 契約内容の疑義・不整合について監督員と協議している。
☐ 契約内容の変更について監督員と協議している。
☐ 工事記録写真が工種別に過不足なく撮影され、整理されている。
☐ 工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。
☐ 官公庁届出など必要関係書類が過不足なく作成されている。
☐ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
☐ （　　）
☐ （　　）</td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>／　　×　　100　　＝　　点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">品質管理</td><td colspan="2">☐ 杭材料の材料検査を実施し、規格または性能を証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 鉄筋の材料検査を実施し、規格または性能を証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 鉄筋の圧接試験結果が良好で、それを証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ コンクリートの調合、強度が規格値を満足し、それを証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 鉄骨の材料検査を実施し、規格または性能を証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 鉄骨の溶接検査結果が良好で、それを証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 建具の性能等級が設計図書を満足し、これを示す資料が過不足なく作成されている。
☐ 塗装の種類が設計図書の内容と合致し、これを示す資料が過不足なく作成されている。
☐ 仕上材料の性能試験を実施し、要求性能を証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 材料検査が、適切な時期、内容で実施され、監督員の確認を受けている。
☐ 工事記録写真が工種別に過不足なく撮影され、整理されている。
☐ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
☐ （　　）
☐ （　　）</td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>／　　×　　100　　＝　　点</td></tr>
</table>

第8号様式の29（裏）

検査成績評定項目別評定表（建築）

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	出来ばえ	□ 杭芯のズレ・杭施工長さ等、杭の施工精度が良好である。 □ 鉄筋の配筋状態が良好なことが確認できる。 □ 型枠内の清掃が行き届いており、梁・スラブ・壁内に鋸くず、ゴミ等がない。 □ コンクリートの寸法精度（位置・断面寸法・平坦さ）が良好である。 □ コンクリートの打ち上がり状態が良く、コールドジョイント・ジャンカが少ない。 □ 鉄骨のボルトの締め付けが、仕様書の手順どおりに行われ、これが確認できる。 □ 鉄骨の建て入れ試験結果が良好である。 □ 防水工事に関する納まり（水たまり、ふくれ、端部処理）は良好である。 □ シーリング材が適材適所に使用され、納まりは良好である。 □ タイルの張り付け精度が良好で、工法は設計図書の内容を満足している。 □ 木工事の取付け精度が高く、隙間、きしみ等の問題はない。 □ 各仕上げ材料の表面仕上げや端部処理の状況は良好である。 □ 左官仕上げの状態に不陸、クラックがない。 □ 建具（ドア、サッシ類）の可動部分の不具合がない。 □ ガラスの厚み、種類、留め材の施工は適切である。 □ 戸当たり、手摺、ハンドル類の取り付け位置等、使い勝手への配慮がある。 □ 塗装の塗り残し、むらがなく施工が適切である。 □ 仕上塗材の塗布量が設計図書の塗布量を満足している。 □ 仕上げ材料の取り付けは、精度が高く、バラツキがない。 □ 設備工事との取り合いに係る問題がない。 □ 適切な養生が行われ、汚れや傷がない。 □ 適切なクリーニングが行われ、施工時の残材、埃等がない。 □ 自社の管理基準による社内検査を実施し、これに合格している。 □ ［改修］外壁改修の設計数量と実施数量が把握され、それを示す資料がある。 □ 出来形、精度の確保に向けた、創意工夫が見られる。 □ 出来ばえの向上のための、創意工夫が見られる。 □ （　　）
		評定点　／　×　100　＝　点

備考　1　各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D（0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2　評定点は、下記の算式により算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
（評価した項目の得点合計）/（評価した項目数×3）×100
3　評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4　評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

第8号様式の30

検査成績評定項目別評定表（機械）

<table>
<tr><th>評定項目</th><th>細　目</th><th colspan="2">評　価　対　象　項　目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>施工管理</td><td colspan="2">☐ 現場の組織・体制が明確で、かつ現場代理人・主任技術者等が契約内容を熟知している。
☐ 施工関係書類が過不足なく作成されており、現場で確認できる。（材料検査報告書、総合調整計画書等）
☐ 産業廃棄物処理の書類が過不足なく作成されている。
☐ 施工計画・施工要領書は必要な項目が記載されている。
☐ 施工計画・施工要領書の記載内容と現場施工方法が一致している。
☐ 他との調整は，十分に行っており、重要なものは記録している。
☐ 契約内容の疑義・不整合について監督員と協議している。
☐ 契約内容の変更について監督員と協議している。
☐ 工事記録写真が工種別に過不足なく撮影され、整理されている。
☐ 工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。
☐ 官公庁届出など必要関係書類が過不足なく作成されている。
☐ 関係法令に適合しているか確認を行い、官公庁と協議し適切に対応している。
☐ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
☐ （　　）
☐ （　　）
☐ （　　）</td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>／　　×　　100　　＝　　点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">品質管理</td><td rowspan="2">品質管理</td><td colspan="2">☐ 資材の品質や形状・規格を証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 社内検査を実施し、記録が過不足なく作成されている。
☐ 承諾図書が過不足なく作成されていて内容も適切である。
☐ 耐震計算書、防振計算書、その他計算書等が過不足なく作成されていて内容も適切である。
☐ 構造上重要な部分の強度が確保されており、それを証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 防錆・防食・防水・区画処理などに対する配慮が適切である。
☐ 品質管理に関する工事記録写真が過不足なく撮影され、整理されている。
☐ 主要機器の工場試験記録が過不足なく作成されている。
☐ 水圧・満水・気密・絶縁試験など、施工の品質確認方法が適切である。
☐ 水質・系統・流量及び機能など、試運転時の確認方法が適切である。
☐ 速度・機能など、試運転時の確認方法が適切である。　）
☐ 機器・器具の動作確認、運転調整記録、測定記録などが整備されている。　）
☐ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。　）</td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>／　　×　　100　　＝　　点</td></tr>
</table>

第8号様式の30の2

検査成績評定項目別評定表（機械）

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	出来ばえ	□ 使用者に対する安全性などに配慮がされている。 □ 運転操作、使い勝手に配慮がされている。 □ 機器などの更新が配慮されている。 □ 保守・修繕・消耗品・部品取替などへの配慮がされている。 □ 細部に至るまで仕上がり状態は良好である。 □ 機器・器具の収まりがよく、他との整合が取れている。 □ 配管・ダクト・電路などの配置が適切で、収まり上無理がなく、他との整合が取れている。 □ 施工に統一性が見られ、ばらつきがない。 □ 表示・標識等が適切にされている。 □ 騒音・振動などが少なく、円滑な運転が確保されている。 □ 施工済み部分の養生が適切である。 □ 出来ばえの向上のための、創意工夫が見られる。 □ （　　） □ （　　） □ （　　）

第8号様式の30（裏）

検査成績評定項目別評定表（機械）

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	出来形 1 共通部分	□ 各材質・規格及び寸法は設計図書に適合している。 □ 機器（ポンプ、空調機等）、その架台などの仕様・数量に問題がない。 □ 機器、その架台などの取り付け方法が適切である。 □ 貫通部の処理など、他との接点部分の施工が適切に行われている。 □ 塗装・防錆などの仕様・施工箇所及び範囲が適切である。 □ 外部から明視できない部分の出来形を、写真その他記録等で確認できる。 □ 漏水・異音・異常振動・保守不能など機能を損なうような異常がない。 □ 完了時総合試運転における試験、機能確認内容が、現場状況と一致している。 □ 諸官庁検査のあるものは、検査を受け合格している。 □ 付属品・納入品が用意されており、リストが過不足なく作成されている。 □ 撤去・改修部分が設計図書に適合しており、処置も適切である。
	出来形2-1 管工事 ・給水衛生 ・空調換気 ・冷暖房 ・除害 ・水処理	□ 器具(衛生器具、制気口、サーモ等）の仕様・数量に問題がなく、取り付けも適切である。 □ 配管・ダクト・電路などの仕様・工法・サイズが設計図書に適合しており、現場状況ともマッチしている。 □ 配管・ダクト・電路などの附属品（弁、ダンパー、可とう継手、計器、ボックス等）の仕様・サイズ・数量が設計図書に適合しており、取り付けも適切である。 □ 配管・ダクト・電路などの支持材の仕様・サイズ・支持間隔・勾配に問題がなく、堅牢確実に取り付けられている。 □ 配管の埋設深さ・埋設方法・勾配が適切である。 □ 各桝類及び蓋の仕様・サイズが適切である。 □ 保温の仕様・厚さ・施工箇所及び範囲が適切である。 □ 冷媒などの封入記録が整理されており、試運転前の作業と点検・確認が適切である。 □ システム・施設全体での機能確認・試運転調整の記録が整理され、検査時に確認できる。
	出来形2-2 搬送機ほか ・エレベータ ・エスカレータ ・機械駐車 ・水門 ・クレーン	□ 構造体の構造・仕様・部材・組立寸法に問題がない。 □ ロープ・シーブ・歯車装置・シャフト・配管など伝動部の仕様・サイズ・固定方法が適切である。 □ 制御盤・電路の取り付け・固定方法が適切で、堅牢確実に取り付けられている。 □ 付帯設備・装備品の仕様は設計図書に適合しており、固定方法も適切である。 □ 走行・可動部分と他との位置・離隔が適切である。また、安全上の配慮がなされている。 □ 調速・制動装置が確実に作動し、それが確認できる。 □ リミットスイッチ・地震感知器などの安全装置は確実に作動し、それが確認できる。 □ 連絡・通報・計測・制御装置は確実に作動し、それが確認できる。 □ 試運転前の作業と点検・確認が適切である。
		評定点　／　×　100　＝　点

第8号様式の31

検査成績評定項目別評定表（電気）

<table>
<tr><th>評定項目</th><th>細　目</th><th colspan="2">評　価　対　象　項　目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">施工管理</td><td rowspan="2">施工管理</td><td colspan="2">☐ 現場の組織・体制が明確で、かつ現場代理人・主任技術者等が契約内容を熟知している。
☐ 施工計画・施工要領書の記載内容と現場施工方法が一致している。
☐ 産業廃棄物の書類が過不足なく作成されている。
☐ 官公庁届出など必要関係書類が過不足なく作成されている。
☐ 契約内容の変更について監督員と協議している。
☐ 契約内容の疑義・不整合について監督員と協議している。
☐ 施工関係書類が過不足なく作成されており、現場で確認できる。
☐ 施工計画・施工要領書は必要な項目が記載されている。
☐ 他との調整は、十分に行っており、重要なものは記録している。
☐ 関係法令に適合しているか確認を行い、官公庁と協議し適切に対応している。
☐ 工事記録写真が工種別に過不足なく撮影され、整理されている。
☐ 工事記録写真の撮影位置や時期が適切で、施工過程が確認できる。
☐ 施工管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
☐ （　　）</td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>／　　×　　100　　＝　　点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">品質管理</td><td colspan="2">☐ 資材の品質や形状・規格を証明する資料が過不足なく作成されている。
☐ 製造者による機材の試験が的確に行われ、資料が過不足なく作成されている。
☐ 機器承諾図が過不足なく作成されていて内容も適切である。
☐ 機器承諾図と現場に設置された機器とが一致している。
☐ 建築基準法、消防法その他関係法令で定められた資材、機材を使用して施工されている。
☐ 設計図書に明示された、機能、性能を証明する資料、書類が過不足なく作成されている。
☐ 均一な施工がされている。
☐ 社内検査を実施し、記録も過不足なく作成されている。
☐ 耐震計算書、その他必要な計算書類が過不足なく作成されていて、内容が適切である。
☐ 耐震計算書、その他必要な計算書類で確認された結果に基づき、適切に施工されている。
☐ 必要な施工の試験が実施され、記録が過不足なく作成されている。又測定値は基準を満足している。
☐ 品質管理に関する工事記録写真が過不足なく作成されている。
☐ 品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
☐ （　　）
☐ （　　）</td></tr>
<tr><td>評定点</td><td>／　　×　　100　　＝　　点</td></tr>
</table>

検査成績評定項目別評定表（電気）

評定項目	細　目	評　価　対　象　項　目
施工管理	出来形	□ 各機器の外観、構造、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（外観構造寸法検査） □ 各機器の性能が、試験機器を使用し、数値データの採取により、設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（性能検査） □ 点滅、運転・停止等の動作について、施工した工事の全体又は部分が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（機能検査） □ 建物、施設等の施工範囲及び施工範囲外の設備も含めた全システムの総合試験が、設計値（設計図書）を満足している。 □ 運転して、異音、異臭、過熱等の異常がない。 □ 諸官庁検査のあるものは、検査を受け合格している。 □ 現場で試験確認の出来ない機器は、工場試験成績書又は出荷証明書等で照合・確認が出来る。 □ 設計値（設計図書）に定めのない機器の品質及び施工は、関連法規に適合している。 □ 検査用測定機器の管理が適切である。 □ 人員の配置（検査体制）が適切である。 □ （　　） □ （　　） □ （　　） □ （　　） 評定点　／　×　100　＝　点
	出来ばえ	□ 堅牢で誤差がなく、設計図書どおり正確に施工されている。 □ 寸法にバラツキがなく、設計図書どおり施工されている。 □ 品質・形状及び数量が適切に施工されている。 □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 □ 設計図書及び関連法規に適合している。 □ きめ細かな施工がされている。 □ 関連工事との調整がされ、全体に調和がとれた仕上がりである。 □ 建築電気設備としての品質・性能が確保されている。 □ 使用者に対する安全性などへの配慮が適切である。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □ 出来ばえの向上のための、創意工夫が見られる。 □ （　　） □ （　　） □ （　　） 評定点　／　×　100　＝　点

備考　1　各評価対象項目は、A（3点）・B（2点）・C（1点）・D（0点）の4段階評価とし、チェックボックスに各点数を入れる。
2　評定点は、下記の算式により算出する。（小数点以下第二位を四捨五入）
（評価した項目の得点合計）/（評価した項目数×3）×100
3　評価対象項目のうち対象工事の内容に合致しないものは、評価せずに空欄とする。
4　評価対象項目を追加することが妥当である工事は、項目を追加する。

第９号様式

工事成績評定報告書

年　　月　　日

殿

工事主管課長

工事成績評定について、以下のとおり報告します。

契約番号			
契約件名			
工事場所			
受注者名			
業種番号		業種名	
主任（監理）技術者氏名			
契約金額	￥		
変更契約金額	￥		
契約確定日	年　　月　　日		
完了年月日	年　　月　　日		
完了検査日	年　　月　　日		
総括監督員所属・氏名			
主任監督員所属・氏名			
担当監督員所属・氏名			
検査員所属・氏名			
監督員評定点	点		
検査員評定点	点		
評定点合計	点		
法令遵守等	―	点	
総評定点	点		

※　総評定点は、小数点以下を切捨て、整数とする。

第１０号様式

第　　号
年　　月　　日

殿

発注者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

通知者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事成績評定通知書

貴社が施工した工事について、東京都交通局工事成績評定要綱第12条第1項に規定する成績評定の結果を下記のとおり通知します。

記

契 約 件 名			
契 約 確 定 日	年　　月　　日	完 了 年 月 日	年　　月　　日
業 種 番 号		業 種 名	
成 績 評 定	総評定点　　点　（項目別評定点表は第11号様式のとおり）		

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合は、以下の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に説明を求めることができます。

その説明に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。 また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」

（工事主管課長）

「苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：工事成績評定通知者（再度の申立ての場合は局長）
提出先：工事主管課長

第１０号様式の２

第　　号
年　　月　　日

殿

発注者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
通知者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事成績評定通知書（修正）

貴社が施工した工事について、東京都交通局工事成績評定要綱第20条第4項で準用する第12条第1項に規定する成績評定の結果を下記のとおり修正し通知します。

記

契約件名			
契約確定日	年　月　日	完了年月日	年　月　日
業種番号		業種名	
成績評定	総評定点　　点　（項目別評定点表は第11号様式のとおり）		
修正の理由			

75点以上は優良、60点未満は不良となります。

この成績評定に疑問がある場合（同要綱第16条及び第19条に規定する回答に付随して交付する場合を除く。）は、以下の「成績評定についての問合せ先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に説明を求めることができます。また、その説明に苦情がある場合は以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は、書面により行います。また、その回答に更に苦情がある場合は、再度の苦情申立てを行うことができます。

第16条の規定による回答に苦情がある場合は、以下の「苦情申立て宛先及び提出先」に対して、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により再苦情の申立てを行うことができます。

「成績評定についての問合せ先」

（工事主管課長）

「苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：工事成績評定通知者（再度の申立ての場合は局長）
提出先：工事主管課長

発注者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

工事成績評定通知書等　受領書

当社が施工した下記の工事について、東京都交通局工事成績評定要綱第１２条に規定する工事成績評定通知書（第１０号様式）及び項目別評定点表（第１１号様式）の説明を受けた上、受領しました。

記

契 約 件 名		
契 約 確 定 日	完了年月日	
受　注　者		
受 領 書 類	● 工事成績評定通知書	
	● 項目別評定点	
	●	
	●	
	●	
	●	
	●	
	●	

年　　月　　日

受　注　者

受領者(自署) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発注者　　殿

工事成績評定通知書(修正)等　受領書

当社が施工した下記の工事について、東京都交通局工事成績評定要綱第２０条に規定する工事成績評定通知書（第１０号様式の２）及び項目別評定点表（第１１号様式）の説明を受けた上、受領しました。

記

契 約 件 名		
契 約 確 定 日	完了年月日	
受　注　者		
受 領 書 類	● 工事成績評定通知書	
	● 項目別評定点	
	●	
	●	
	●	
	●	
	●	
	●	

年　　月　　日

受　注　者

受領者(自署)

様式第１

工事成績評定に関する苦情申立書

年　　月　　日

殿

申立者の住所商号氏名等

契　約　件　名				
工　事　場　所				
契 約 確 定 日			完了年月日	
契　約　金　額				
工事成績評定の評定項目・細目のうち苦情のある事項	評定項目・細目	評定点	苦 情 内 容	
苦情内容の具体的理由・根拠となる事項及び資料の概要				

＊ 根拠となる資料を必ず添付すること。

様式第２

工事成績評定に関する再苦情申立書

年　　月　　日

殿

申立者の住所商号氏名等

契　約　件　名				
工　事　場　所				
契 約 確 定 日			完了年月日	
契　約　金　額				
工事成績評定の評定項目・細目のうち苦情のある事項	評定項目・細目	評定点	苦 情 内 容	
苦情内容の具体的理由・根拠となる事項及び資料の概要				

＊ 根拠となる資料を必ず添付すること。